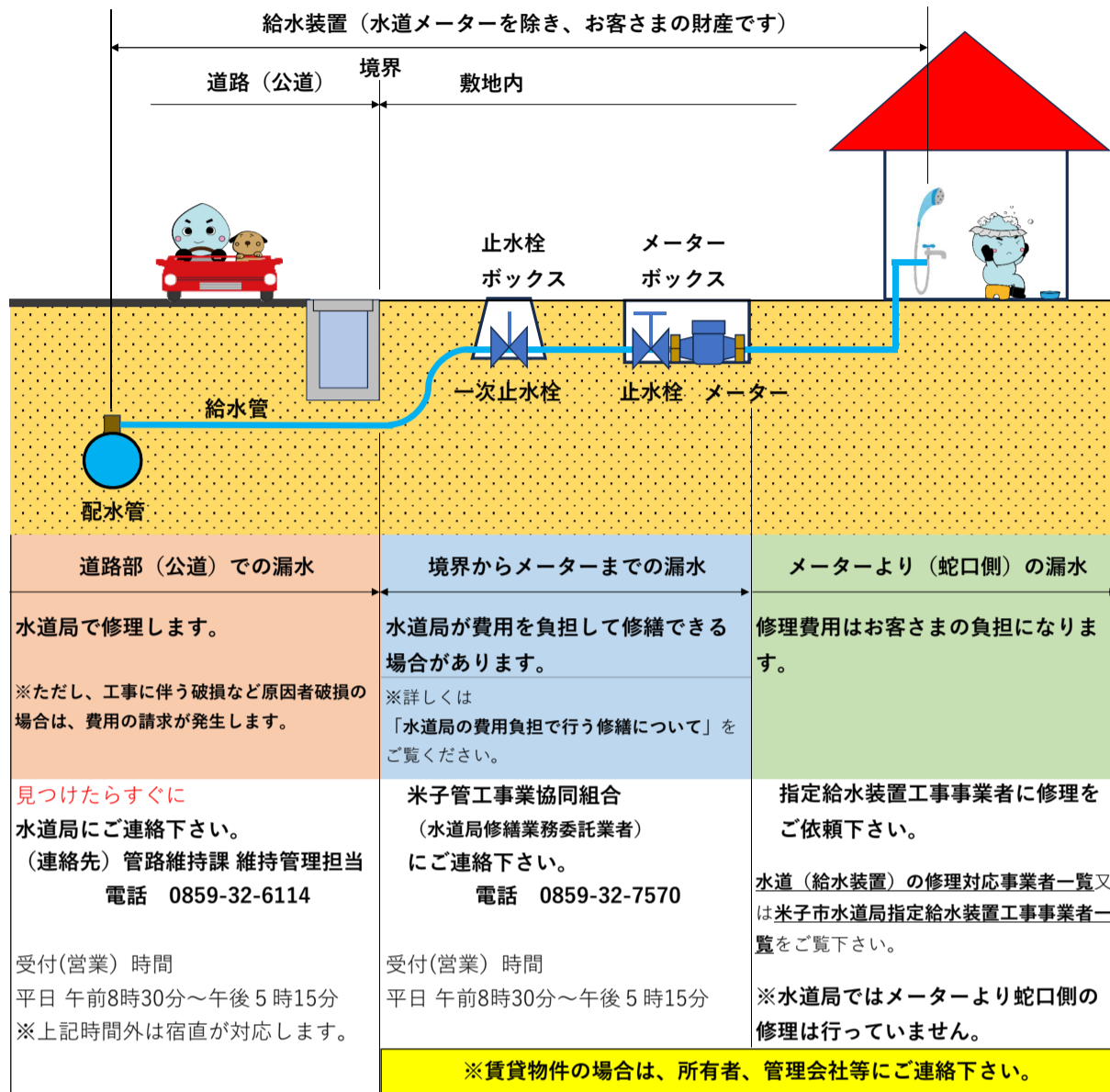


# 水道（給水装置）の修理依頼について

道路に入っている配水管から分岐して敷地内に引き込まれた給水管、止水栓、メーター、蛇口などの器具を総称して「給水装置」と呼びます。

給水装置は、水道局が貸与するメーター以外は全てお客様の財産であり、修繕などにかかる費用は、お客様の負担となりますが、境界からメーターまでの間での漏水は、漏水箇所や状況、条件により水道局の費用負担で修繕できる場合があります。ただし、「部分的な応急修繕」に限ります。

※漏水が発生した場合は、下図を参考に修理を依頼してください。



## 水道局の費用負担で行う修繕について

### 1.対応可能な範囲

(1)メーター口径13ミリから25ミリまでの場合

敷地境界からメーターまでの部分的な応急修繕

(2)メーター口径40ミリ以上、又は各戸にメーターを設置するコーポ、マンション等の集合住宅及び集合店舗等の場合

敷地境界から1.5m前後の1次止水栓までの部分的な応急修繕

（※ただし、水道局が貸与するメーター前後のパッキンが原因の漏水は対応します。）

### 2.対応可能な範囲内であってもお客様負担となるもの

- (1) お客様や第三者の故意又は過失による破損等による修繕
- (2) 老朽化等で複数回修繕を行うなどにより、水道局が布設替勧告をしている場合
- (3) 修繕に伴い止水栓及びメーターボックスの設置又は取替が必要な場合のボックス代金（材料費）

※修繕を伴わないボックスの設置及び取替は、水道局の費用負担で行う修繕に該当しません。全てお客様負担となります。

### 3.対応可能な範囲内であっても施工できないもの

- (1) 植樹の伐採及び伐根
- (2) レンガ、タイル、擁壁、石積、特殊コンクリート、舗装等の取り壊し及び復旧

### 4.施工の条件

- (1) 平日の午前9時から午後5時までの時間内に修繕及び断水が可能であること。
- (2) 敷地内の修繕の際は、人力による掘削で修繕できること。  
※バックホー等の機械が必要でないこと。
- (3) 修繕に支障となる建築物等や構造物等がないこと。
- (4) 米子管工事業協同組合（水道局修繕業務委託事業者）が施工すること。

### 5.その他

公の施設は水道局の費用負担で行う修繕の対象になりません。